



上下水道料金の請求誤り(過少請求)について

1 概要

水道メータの誤検針により、市内の商業施設（1件）について、上下水道料金の請求誤り（過少請求）が発生しました。

2 追加請求額

平成29年4月検針分から令和4年12月検針分までの上下水道料金について、追加で請求させていただく金額は、次のとおりです。

水道料金	下水道使用料	合計
2,361,011円	2,055,951円	4,416,962円

※ 下水道使用料については、時効（5年）成立分（323,924円）を除いた金額です。

3 経緯

委託事業者による水道メータの検針において、本来検針しなければならない隔測メータ（地下にあるメータ本体の指示数等を地上で確認できるようにしたもの）ではなく、別の隔測メータを検針していたこと及び検針数値の桁を実際より2桁少なく検針していたことが、令和5年2月6日の現地調査により発覚したものです。

4 原因

誤検針の原因は、次のとおりです。

- 委託事業者の担当検針員が、初回の検針で、メータ本体と隔測メータの照合を怠り、別の隔測メータを検針したこと。
- 隔測メータの桁の読み方について、委託事業者の社員が現物を確認せずに担当検針員へ誤った指示を当時行っていたこと。

5 対応状況

対象の商業施設に対し、謝罪するとともに経緯や追加請求額の説明を行いました。

また、市内の隔測メータ（約740件）について、同様な誤検針がないか2月末までに確認します。

6 再発防止策

全ての隔測メータへのメータ本体番号の表示、検針員が初めて担当する地区の隔測メータを検針したときの社員再検針の実施、隔測メータに係る社員及び検針員全員への研修の実施などにより、隔測メータの誤検針を防止します。

また、委託事業者との定例会議の中で、再発防止策の実施状況の報告を求めることにより、再発防止の徹底を図ります。

7 その他

今回の請求誤りによる上下水道局の損害については、契約に基づき委託事業者から損害賠償を受ける予定です。